

## 広島県告示第千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
呉市押込町字小谷迫一六の三、一六の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため